

**觀光情報動画制作業務委託
概要仕様書**

**令和 8 年 2 月
沖縄市**

観光情報動画制作業務委託 概要仕様書

1 目的

本市の第2次観光振興基本計画及び観光統計調査を踏まえ、様々なメディア、SNS活用等により、本市魅力を効果的に発信することで、「沖縄市」の知名度の向上と国内外からの観光誘客の拡大を図ることを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月8日

3 業務範囲

- 本業務は、次に掲げる業務を範囲とする。
- (1) 観光情報動画制作及びアップロード
 - (2) 効果検証
 - (3) 定例会議

4 業務内容

(1) 観光情報動画制作及びアップロード

沖縄市の観光情報を発信する動画を制作し、動画配信サイト等にアップロードする。制作、アップロードする動画の本数は52本以上とし、動画の内容や長さ、配信方法については提案すること。

また、動画制作に当たっては、必要に応じて肖像権使用同意書をとること。

(2) 効果検証

制作した観光情報動画の視聴回数や店舗へのヒアリング、視聴者アンケート等により本事業の効果を検証すること。

(3) 定例会議

観光情報動画の内容や活用状況、今後の方針等について、定期的に打ち合わせを行うこと。

また、本市から改善指示があれば見直すこと。

5 留意点

(1) 本事業の成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。

また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

- (2) 受託者は隨時、本市の求めに応じて実績資料等を速やかに提出すること。
- (3) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用する予定であることから、事業終了後も会計検査等において本市の求めに応じて隨時対応すること。
- (4) 本事業の執行にあたり、経費区分の変更等、契約時に提出した見積書の内容と異なる予算執行の必要が生じた場合は、事前に市の承諾を得ること。
- (5) 本事業の完了時には、成果物として以下の資料を提出すること。
 - ①業務完了報告書
 - ②上記ファイルを保存した CD 又は DVD

6 その他

- (1) 契約不適合責任

本事業の成果物に対する契約不適合の取り扱いについては、本市が受託者の契約不適合を知った時から 1 年とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は速やかに無償で是正しなければならない。

- (2) 事業成果の帰属等

本業務で取得した全ての財産（調達機器類・ソフトウェア等）は、本市へ帰属するものとする。

- (3) 著作権の帰属

本事業の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。

- (4) 業務適用範囲の確認

本事業の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。